

# JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン(手引き)

第6版(2023年3月13日作成)

公益財団法人 日本バスケットボール協会

# JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン(手引き)

第6版(2023年3月13日作成)

## はじめに

2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の感染拡大によって多くの競技活動や大会の自粛を余儀なくされてきました。スポーツ活動を含めた活動制限や行動自粛の解除は、その収束に応じて段階的なプロセスを経て実施する必要があり、新型コロナウイルスの影響により厚生労働省、文部科学省、スポーツ庁を始め日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等、各種統括団体向けのガイドラインが策定公表されています。

当協会では2020年6月8日に、「JBA(公益財団法人日本Basketボール協会)Basketボール活動再開に向けたガイドライン」第1版を発表。2020年9月10日発表の第2版では、Basketボール活動を実施しながら、陽性者・濃厚接触者・体調不良者が出た場合の対応及び競技会・講習会を実施する際の可否判断の参考となる指針をまとめ、2021年1月20日発表の第3版は、「JBA Basketボール事業・活動実施ガイドライン(手引き)」と名称を変更し、「with コロナ」として活動が実施されている現状においてより実態に沿うガイドラインとして事業・活動実施方針を再構成し、またこれまでの経験を元に競技会・講習会の実施条件、実施への準備及び対応を追加してきました。

続く2021年9月9日発表の第4版では、感染力が強いウイルスがまん延している現状を踏まえ、感染対策を再度徹底すること、競技会・講習会の主催者は参加者に感染対策を徹底する意識を持つこと、PCR検査の効果やリスク、ワクチン接種、COVID-19罹患後のスポーツ復帰についての記載を追加。その後2022年5月12日発表の第5版では、濃厚接触者隔離期間の変更に伴う大会参加基準、現状の変異株の状況に応じた復帰フロー等について修正を行っています。

そして現在(2023年3月)、政府は3月13日よりマスク着用の考え方として、個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねるとし、5月8日からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることなどを決定しました。今回公表する第6版では、行動制限の緩和が進む中での対応についてまとめておりますのでご確認ください。

なお、都道府県Basketボール協会(以下「PBA」)では必要に応じて本ガイドラインを参照し、地域特性に応じた都道府県のガイドライン作成に取り組んでいただけるようお願いいたします。参考としたその他資料については巻末をご参照ください。

最後に、本ガイドラインは2023年3月13日現在で得られている知見等に基づき作成しています。今後、状況に応じて、本ガイドラインについても見直すことがあり得ることにご留意ください。

## はじめに

<b>I. トレーニング・活動および競技会・講習会時における共通留意事項</b>	P.4
1. ガイドライン策定の基本方針	P.4
2. ガイドラインの運用方針	P.4
3. 事業・活動実施方針と事業の判断基準	P.5
4. 感染対策	P.6
1) 陽性者 / 濃厚接触者 / 体調不良者の定義	
2) 事前の対応	
3) 会場における感染対策	
4) 事後対応	
5. 陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合の対応	P.11
1) 陽性者 / 濃厚接触者 / 体調不良者が出た場合の考え方について	
2) 体調不良者への対応	
3) 陽性者が出た場合の対応	
4) 濃厚接触者が出た場合の対応	
5) 体調不良者、濃厚接触者、陽性者と判断された時の段階的復帰の考え方	
<b>II. 競技会・講習会時の留意点</b>	P.17
1. 競技会・講習会開催時の感染対策	P.17
1) 事前の対応	
2) 競技会会場における感染対策	
3) 事後対応	
2. 競技会・講習会の実施条件、実施への準備及び対応について	P.18
<事業・活動前対応として検討すべき事項>	P.18
1) 事業・活動の実施条件	
2) 事業・活動における実施ガイドラインの作成	
3) 事業・活動中止に至る状況の整理	
4) 事業・活動までの事前感染状況のチェック方法	
5) 事業・活動におけるガイドラインの拘束力	
6) 事業(大会)実施までの日程の中で主催者および参加チームが行うべきこと	
<大会前対応として検討すべき事項>	P.20
7) 大会要項や実施ガイドラインに記載すべき事項	
8) 大会前の代表者会議・コロナ対策会議の実施	
9) 審判への対応	
10) 参加チームに陽性者 / 濃厚接触者 / 体調不良者が判明した場合の対応	
11) 試合の成立・不成立	
12) 大会を中止した場合の対応	
13) コーチライセンスを持つコーチが参加できない場合の対応	
<大会中対応として検討すべき事項>	P.21
14) 大会前日～大会中に陽性者 / 濃厚接触者が判明した場合	
15) 大会前日～大会中に体調不良者が発生した場合	
16) 大会継続の判断(予め取り決めておく)	
<b>III. トレーニング・活動における留意点</b>	P.26
1. トレーニング活動における留意点	
1) 「感染」と「ケガ」のリスクと段階的活動再開のステップ	
2) ケガのリスクについて	
2. 段階的活動再開ステップ	
3. 年代別再開練習例	
4. 熱中症予防対策 (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)	
<b>参考文献：各団体が発出する各種方針 / ガイドライン等</b>	P.28

## I. トレーニング・活動および競技会・講習会時における共通留意事項

### 1. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては、以下の項目を基本方針として掲げました。

#### 1) 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等が安全に活動できる環境を提供します。

#### 2) 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計します。

#### 3) FIBA 再開ガイドライン

FIBA (国際バスケットボール連盟)より再開におけるガイドラインが公開されており、バスケットボール競技の特性を考慮しながら作成します。

#### 4) 不当な扱いや差別などの禁止

感染状況で異なる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはせず、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷を許容しません。

### 2. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインの運用にあたっては、以下の項目を運用方針として掲げました。

#### 1) 本ガイドラインの拘束力

本ガイドラインはあくまで、PBA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、PBA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

#### 2) 本ガイドラインの適用の優先度

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、PBA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※B リーグや W リーグ等トップリーグの開催・運営において、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合は、それらが優先されます。

#### 3) 運用の際の留意点

事業主催者やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断を行って頂くようお願いいたします。

#### 4) 事業と活動に分けた判断基準

実際のバスケットボール活動と競技会・講習会事業で判断基準を分けて考えます。活動の可否判断では感染拡大防止及びけが防止(選手のコンディション)の2点を考慮する必要があり、事業の可否判断では感染拡大防止を考慮する必要があります。

#### 5) 本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

### 3. 事業・活動実施方針と事業の判断基準

#### 1) 事業・活動実施方針(2021年1月8日スポーツ庁通達(新型コロナウイルス感染症の対処に関する一般的な方針を参考)

- ① 主催者は、新型コロナウイルス感染拡大の兆候ありと判断した場合には、事業・活動の制限や中止について、適切に判断することを厭わない。
- ② 主催者は、事業・活動実施のためには新型コロナウイルス感染対策の徹底が大前提であることを再確認し、事業・活動実施を検討する。
- ③ 主催者は、これまでの感染拡大期の経験を踏まえ、より効果的な感染対策等を講じ、参加者に実施を徹底させる。
- ④ 主催者は、緊急事態措置を実施すべき区域においては、バスケットボール事業・活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となる場面に効果的な対策を講じながら、事業・活動の実施を検討する。
- ⑤ 主催者は、緊急事態措置を実施すべき区域以外の地域においては、地域の感染状況や自治体の発出する情報を踏まえながら、感染拡大の防止とバスケットボール事業・活動との持続的な両立を図っていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、主催者が適切に判断する必要があるとともに、事業・活動に繋がりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ⑥ 本ガイドラインの実践と科学的知見に基づく進化を促していく。

都道府県協会においては、以下部活動についてスポーツ庁から発出されている通達を遵守しながら、各都道府県での状況を踏まえ、都道府県内・ブロック内の事業・活動について判断をしてください。

2021年1月8日スポーツ庁により発出された「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動については以下の通り。

「緊急事態宣言下においては、大学および高等学校・中学校等における部活動・サークル等の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』および大きな発生を避けるとともに、部活動に付随する、屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に応じて、これらの感染リスクの高い活動については一次的に活動を制限することも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。」

- (ア) 学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
- (イ) 身体接触を伴う活動
- (ウ) 大きな発声や激しい呼気を伴う活動

## 2) 事業・活動の判断基準

JBA バasketボール活動再開ガイドライン第1版、第2版で示していた判断基準は、2020年5月14日に政府の専門家会議が示した「3区分」を元に「活動レベル」を設定し、活動レベルに応じて実施事業の目安を提示していました。しかし活動する上で、各都道府県の活動レベルの実態把握の難しさから整合性がとれないことも存在していました。

本ガイドラインでの判断基準は「政府、都道府県(知事や教育委員会等)、行政機関(首長や市町村教育委員会等)から発出されるイベント開催制限等により活動制限や活動停止が指示された場合および主催者の総合的判断」とします。

主催者は、事業・活動実施都道府県内の感染状況(「ステージを判断するための指標」下記に記載)、自治体の方針(移動制限、イベント開催制限、会場借用の可否等)、参加者の所属元方針(学校、連盟等)、開催地の実情等を総合的に鑑み、事業の中止や制限を決定してください。

また、詳細内容(事業・活動の可否判断等)については、各事業・活動におけるガイドラインや大会要項にて記載するようにしてください。

詳細については、「競技会・講習会の実施条件」(18ページ)をご参照ください。

## 3) 偏見・差別等への対応

(2021年1月8日スポーツ庁通達(偏見・差別等への対応、社会課題への対応等)を参考)

JBA および関係団体において、スポーツ庁通達を踏まえ、以下の取り組みに留意してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ([corona.go.jp](https://corona.go.jp))等を活用し、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること。
- ② 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること。
- ③ クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること。

## 4. 感染対策

主催者は以下の内容を踏まえつつチェックリストを作成して感染対策に取り組んでください。

### 1) 陽性者 / 濃厚接触者 / 体調不良者の定義

「陽性者」とは、以下の症状の有無にかかわらず、「PCR 検査・抗原検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指します。

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状:

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

◎濃厚接触者の定義(2022年4月7日現在)

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- (ア) 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- (イ) 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- (ウ) 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

(エ) その他: 手で触れることのできる距離(目安として 1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※現在(2023年3月時点)では、濃厚接触者の判定に保健所は介入しない場合があります。

**「体調不良者」とは、**以下の目安に該当する方と考えられます。

厚生労働省が発表している以下いずれかの目安に該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。地域によっては医師会や診療所等で相談を受け付けている場合があります。

(ア) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。

(イ) 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある人)で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。

(ウ) 比較的軽い風邪が続く。

※発熱症状が出ない感染ケースもあるため、上記症状を感じた場合は必ず相談してください。

## 2) 事前の対応

- 主催者は、会場において感染対策に向けた準備を行うと共に、参加チームに対して感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。
- 主催者及び参加者(チーム)はそれぞれ感染対策責任者を設置し、事前・事業実施・事後に相互が連絡を取り合える環境を構築してください。
- なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、事業の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。  
※各個人が感染対策を講じることはもちろん重要ですが、仮に誰かが感染した場合でも、濃厚接触者を最小限にする感染対策が、主催者には求められます。

### ① 感染対策責任者(担当者)の設置

- ・ 主催者及び参加者(チーム)はそれぞれ感染対策責任者(担当者)を設置し、事前・事業実施・事後に相互が連絡を取り合える環境を構築してください。
- ・ 競技会であれば、主に、主催者からチーム責任者、チーム責任者からチーム参加者(保護者)という連絡が迅速に取れることが重要となります。講習会の場合は、講習会主催者から参加者への連絡が取れるようにしておいてください。
- ・ 感染対策責任者(担当者)は大会や事業に対する対応だけでなく、日常のチーム活動において健康チェック、検温を選手やスタッフが行うことを管理し、陽性者や濃厚接触者が発生した際の保健所との情報連携を行う担当となることが求められます。感染してから対応を考えるだけでなく、いかにして陽性者を出さないようにするかの対応を行うことが大切です。

### ② 参加者の連絡先の管理

- ・ 主催者は、参加者の連絡先を管理することが求められます。個人情報になりますので、個人情報保護法の以下のルールに則って適切に管理をする必要があります。
- ・ 開催する競技会・講習会でのみ個人情報を取り扱い、必要がなくなった場合、適切な方法でデータ、もしくは書類を破棄する(書類の場合はシュレッダーにかける、データの場合はバックアップ含め完全に消去する)。
- ・ 参加者の連絡先は感染症対策を目的とした緊急時の連絡等の使用に限り、それ以外の目的では

使用しない。

- ・ 情報が漏洩しないよう管理する。具体的な方法例としては
  - (ア) 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しに保管する
  - (イ) パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する
  - (ウ) セキュリティ対策ソフトウェアを導入する

【参考】個人情報保護委員会:「個人情報保護法ハンドブック」

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjohou\\_handbook.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjohou_handbook.pdf)

### ③ 参加者への感染症対策の事前共有

競技会・講習会の主催者は、会場や感染状況などに応じて参加者用のガイドラインを作成し、参加者や参加チームに配布してください。

### ④ 健康チェックリスト・コンディション記録用紙

参加者は、競技会・講習会が開始される 1 週間前から「健康チェックリスト」「コンディション記録用紙」等に健康状態の記録することを推奨します。感染対策責任者(担当者)はこの管理を行ってください。

コンディション記録用紙														
氏名: _____														
項目	日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温 (朝・出発時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (施設にて)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
睡眠時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
疲労度 (1-10)														
意欲 (1-10)														
安静脈拍数														
練習前体重	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
練習後体重	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
練習前後の体重差	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
練習強度 (1-10)														
痛み	部位													
	痛みの強さ													
症状	咳													
	息苦しさ													
	喉の痛み													
	倦怠感													
	味覚嗅覚異常													
その他														
メモ														

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
・疲労度:	何も感じない			普通		きつい		かなりきつい			最大にきつい
・意欲:	全くやる気がない					普通					やる気に満ち溢れている
・練習強度:	何も感じない			普通		きつい		かなりきつい			最大にきつい

・安静脈拍数の測定方法

1. 椅子に座り 3-5 分間安静状態を保つ	3. 15 秒間の脈拍数を数える
2. 手首の動脈に指を当てて脈拍を感じる	4. 15 秒間の脈拍数を 4 倍する

### ⑤ 開催地域自治体の衛生部局との協議

- ・ 主催者は、参加者が感染症を発症した場合に備え、開催地域自治体の衛生部局との協議に基づいた対応方針を決定します。
- ・ 事業(競技会・講習会)を開催する際には、関係する行政機関、管轄の保健所との情報共有を行うことを推奨致します。

- ⑥ 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ(事業等当日にチェックリストにて確認)
- (ア) 体調不良の場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - (イ) 濃厚接触者である疑いがある場合(例:同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる)
  - (ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑦ 競技会・講習会参加者のマスク適宜着用
- ⑧ 主催者が示す注意事項の遵守
- ⑨ 競技会・講習会終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- ⑩ 事業実施中は可能な限り行動記録を記載(陽性者発生の際の濃厚接触者特定に役立ちます)

### 3) 会場における感染対策

主催者は以下の点に配慮しつつ、感染対策を講じてください。

- (ア) マスクの適宜着用やソーシャル・ディスタンス確保の徹底、基本的な衛生エチケットを遵守する。
- (イ) 手指消毒液など、試合や練習では広く使用ができるように準備し、頻繁に手洗いを実施する。

審判はホイッスルカバーの着用は個人判断とし、レフェリーマスクは原則着用してください。またマスク着用の上、電子ホイッスルの使用も可とします。ただし、大会開催前に主催者と協議してください。

#### ① 諸室

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- ・ 各部屋に手指消毒液を設置する。
- ・ 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。  
飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。
- ・ 喫煙所は設けない。

#### ② 手洗い場所

事業参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- ・ 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。
- ・ 手指消毒液を設置する。

#### ③ トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、主催者は、以下の対応を行ってください。

- ・ 便器のふたを閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の啓示をする。
- ・ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。

#### ④ 更衣室・ロッカールーム

- ・ 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。

- ・ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意するなどの措置を講じる。
- ・ 室内またはスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については消毒する。
- ・ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

#### 【更衣室利用者の注意事項】

- ・ 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・ 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・ 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

※飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

#### ⑤ ゴミの廃棄方法

会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

#### ⑥ 手袋やマスク、フェイスシールドの適宜着用

会場において、感染が疑われる体調不良者や負傷者が発生した場合は、マスクや手袋を着用したスタッフが対応すること。

TO・スタッツ等オンコートスタッフは、フェイスシールドの必要時は着用を推奨する。

#### ⑦ その他

大会を開催する場合には、競技者と観客との距離が近いことによるリスク回避、また大会会場における導線の区別について、特にガイドライン策定時には留意するようにしてください。

これら①～⑥を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。主催者及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくと共に、関係者への周知を行ってください。

### 4) 事後対応

- 主催者は、競技会・講習会終了後に参加者の中から陽性者/濃厚接触者が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間(少なくとも3ヶ月)を明記した上で保存しておくようにしてください。
- 競技会・講習会終了後に、参加者から陽性者/濃厚接触者が出たとの報告があった場合には、陽性者/濃厚接触者と協力し感染拡大の予防を行ってください。

## 5. 陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合の対応

### 1) 陽性者 / 濃厚接触者 / 体調不良者がした場合の考え方について

- 最も大切にしなければならないことは、バスケットボール活動によって「集団感染(クラスター)・感染拡大を起こさないこと・誹謗中傷を生み出さないこと」です。
- バスケットボール活動を行って良いのは「感染していない者」が大前提です。バスケットボール活動では、感染している者がいる中では感染対策を行っても感染しないようにすることは大変困難です。
- 大きな症状が見られなくてもウイルスに感染している可能性があり、軽い風邪の症状を見逃さないことが大切です。熱中症と風邪の症状、感染症状は似ています。従って体調がおかしいと感じたら「積極的に休むこと」です。
- 指導者・選手は練習を休むことに抵抗がある方もいるかもしれません。しかし、現在はこれまでの状況とは異なる状況にあることを受け入れてください。集団感染が発生すればより大きな支障が出ます。従って「やりたくとも辛抱すること」を指導者が選手に伝え、チーム全体の理解を促してください。
- 大会前だけでなく日常的にチーム内に感染対策責任者(担当者)をおき、選手スタッフの健康チェックのみならず、選手スタッフのご家族の健康状況に変化がないかについても情報収集を心がけ、チーム内でクラスターが発生しないように注意を払ってください。
- 活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間で誹謗中傷が起こることがあってはなりません。事前にこの対応についてチーム内・関係者・保護者等と共通認識を持つ機会を作ってください。

### 2) 体調不良者への対応

#### ① 新型コロナウイルス感染が疑われる体調不良者への対応

- ・ 厚生労働省が発表している以下いずれかの目安に該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。地域によっては医師会や診療所等で相談を受け付けている場合があります。
- ・ 症状が強い場合は、翌日まで待たずにセンターへ相談、または病院受診を検討してください。

(ア) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。

(イ) 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある人)で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。

(ウ) 比較的軽い風邪が続く。

※ 発熱症状が出ない感染ケースもあるため、上記症状を感じた場合は必ず相談してください。

【厚生労働省・健康や医療相談の情報】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1)

【帰国者・接触者相談センター】(2020年7月31日時点版)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ・ 上記の目安に該当せず、「帰国者・接触者相談センター」や医師会、診療所等で相談を受けずに自

宅療養する場合、発症から数えて2日および症状消失後より数えて3日間は活動を休むことを推奨します。症状が悪化、あるいは2日間の症状持続が見られた場合には速やかに「帰国者・接触者相談センター」や医師会、診療所等に相談してください。

- ・体調不良者は、体調不良であることをチーム感染対策責任者に報告をしてください。また大会がある場合、チーム感染対策責任者は大会主催感染対策責任者に報告をしてください。
- ・体調不良者は発症から数えて2日および症状消失後より数えて3日間は活動を休み、自宅療養することを推奨します(体調不良時は、思い切って休んで自宅待機することが、チームへの感染拡大を防ぐために重要です)
- ・症状消失後3日間は自宅療養とする新型コロナウイルス感染に対する一般方針があります。感染していたとしてもウイルスの排出量が少なくなり感染リスクを下げることができるためです。
- ・症状消失後4日目に活動を再開したとしても、26ページのトレーニング・活動における留意点を参考にして、段階的に活動復帰することを推奨します。

## ② 上記の目安に該当する体調不良者が出た場合のチーム活動

- ・発症の前日または前々日までチーム活動があった場合、体調不良者(陽性か陰性かが判断できない)と接触しているため、チーム活動を最低2日間行わないことを推奨します。
- ・前日、前々日とチーム活動がなかった場合(48時間以上接触がないといえる場合)、他に体調不良者が存在しないことを確認後、チーム活動を行っても構いません。
- ・活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間での誹謗中傷の防止に努めてください。

## ③ 事業・活動前に有症状がある場合の参加の是非について

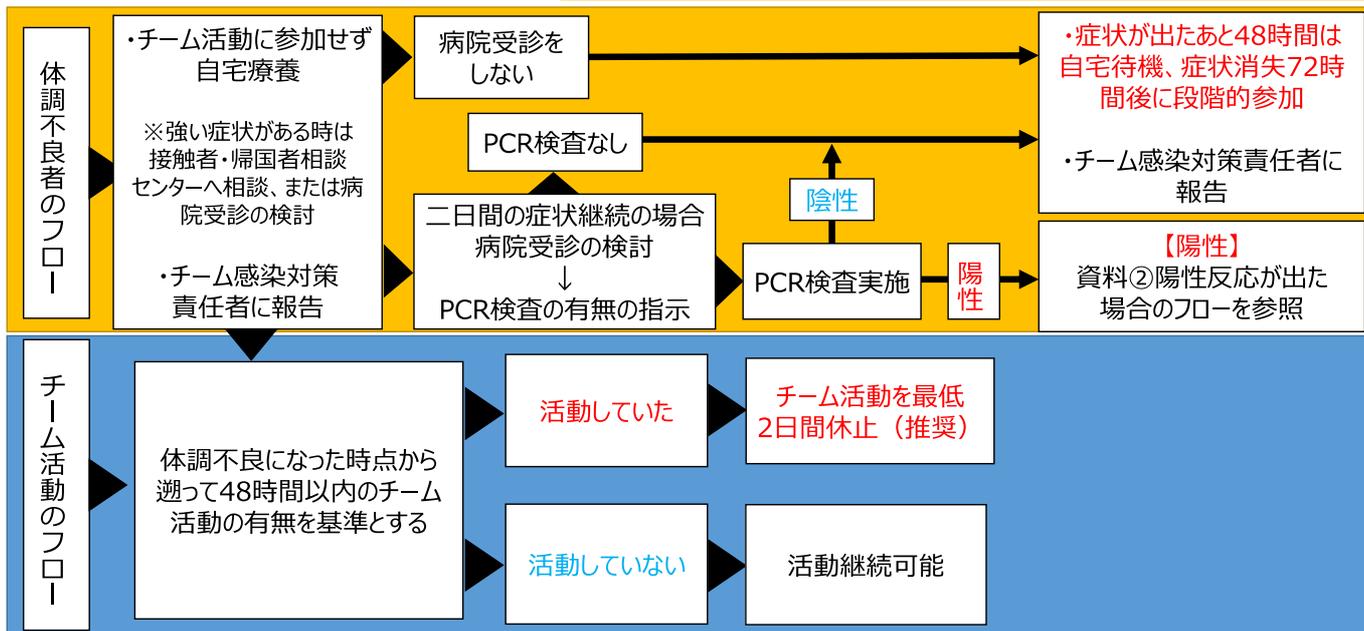
- ・事業・活動参加1週間前からの健康チェックを行っているが「1週間の間にチームメンバーに新型コロナウイルス感染症疑いの有症状があっても、一律にチームが出場不可とするものではない」こととします。理由は、陽性者及び濃厚接触者の隔離期間の変更(短縮されたこと)によります。
- ・ウインターカップ、ジュニアウインターカップ、全国ミニ等のJBA主管大会などにおいては、試合開始4日前から新型コロナウイルス感染症疑いの体調不良(有症状)者があれば参加辞退自粛等を勧告する場合があります。
- ・都道府県大会においても、該当チーム試合開始日の4日前からの体調不良(有症状)者が出た場合には、該当者の参加は見合わせるものの、チーム参加の是非を検討することを推奨します。  
(対応については、15ページの「濃厚接触が疑わしい者」は、どのようにして事業・活動に参加させるべきか?」に記載)

## 【チーム活動時におけるガイドライン】

### 資料①チーム内の選手・スタッフから 体調不良者が出た場合のフロー

#### 【体調不良の基準】

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。
2. 重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患がある人）で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。
3. 比較的軽い風邪が続く。



### 3) 陽性者が出た場合の対応

#### ① 陽性者本人の対応

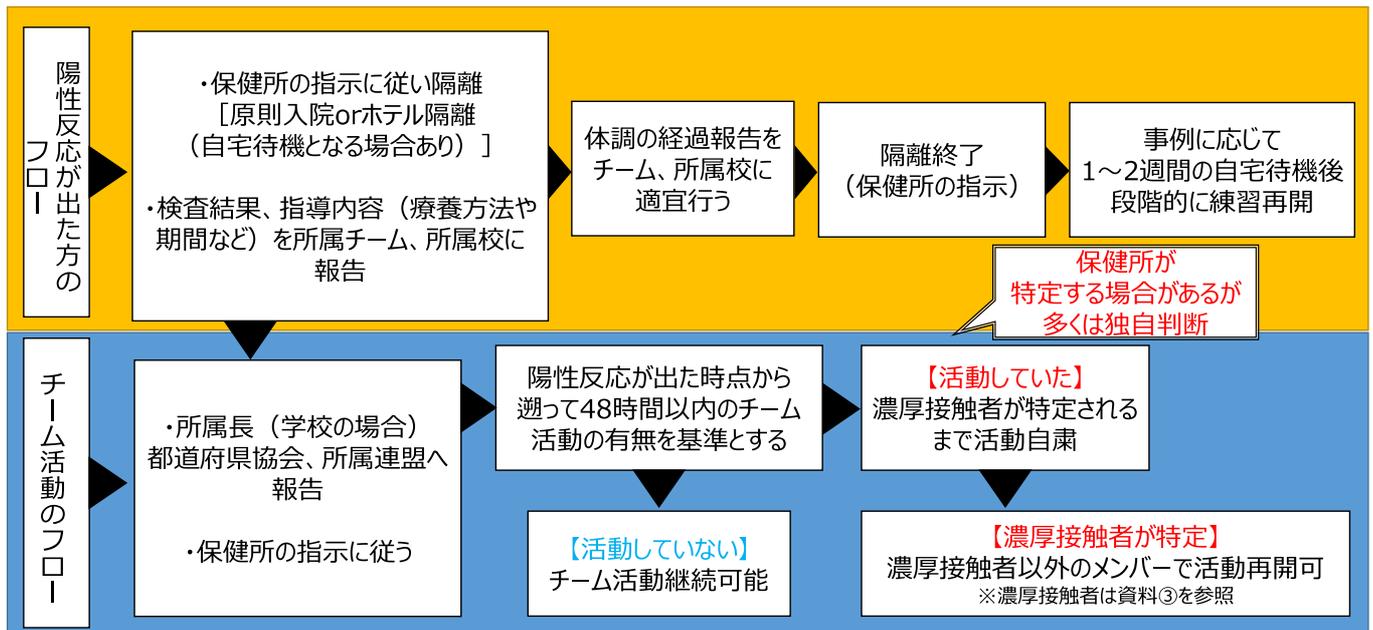
- ・ 陽性者は、医療機関・保健所の指示に従って、療養（原則入院またはホテル隔離、自宅待機の場合あり）を行ってください。
- ・ 1週間の行動記録提出、感染対策内容調査等がなされる場合があります。
- ・ 検査結果、医療機関もしくは保健所から指導された療養方法とその他指導などの情報を所属チームや所属校に共有してください。
- ・ 陽性と判定された方が退院（入院・自宅宿泊療養）できるのは、最新の厚生労働省の基準によります。
- ・ 療養終了後（日数は症状により異なる）は、26ページの「トレーニング・活動における留意点」を参考にして、段階的に活動復帰することを推奨します。

#### ② 陽性者が所属するチームの対応

- ・ 所属長（学校の場合）、都道府県協会、所属連盟へ報告してください。
- ・ 保健所の指示に従って濃厚接触者の特定及び感染拡大に対するリスクの管理を行ってください。
- ・ 陽性者の症状が出た時点から48時間前までにチーム活動があった場合は、保健所による濃厚接触者の選定が決定されるまでは、チーム活動を自粛してください。
- ・ 保健所により濃厚接触者が特定された場合、陽性者/濃厚接触者以外のメンバーで活動を再開することは可能です。但し、保健所や自治体の指示がある場合はこれに従ってください。
- ・ 陽性者の症状が出た時点から48時間前までにチーム活動がなかった場合は、チーム活動を実施することは可能です。但し、保健所や自治体の指示がある場合はこれに従ってください。
- ・ 活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間での誹謗中傷の防止に努めてください。

## 【チーム活動時におけるガイドライン】

### 資料②チーム内選手・スタッフから陽性反応が出た場合のフロー



#### 4) 濃厚接触者が出た場合の対応

##### ① 濃厚接触者と特定された選手・スタッフ本人の対応

- ・濃厚接触者は、医療機関・保健所の指示に従って、自宅待機・隔離等の対応を取ってください。
- ・1週間の行動記録提出、感染対策内容調査等がなされる場合があります。
- ・検査結果を所属チームや所属校へ報告をしてください。
- ・チーム内の陽性者との濃厚接触の場合か、チーム外の陽性者との濃厚接触の場合かを確認してください。
- ・自宅待機・隔離終了後(日数は症状により異なる)は、26ページの「トレーニング・活動における留意点」を参考にして、段階的に活動復帰することを推奨します。

##### ② 濃厚接触者が選手・スタッフに出たチームの対応

- ・所属長(学校の場合)、都道府県協会、所属連盟へ報告してください。
- ・チーム内の陽性者との接触によって濃厚接触者となった場合は「陽性者が所属するチームの対応」(13ページ)に従ってください。
- ・チーム外の陽性者との接触によって濃厚接触者となった場合で該当の濃厚接触者が無症状である場合、濃厚接触者認定日から48時間(次の日から最低2日間)はチーム活動を制限してください。
- ・該当の濃厚接触者に発熱や感染症状がある場合は、検査結果が出るまで(または隔離解除となるまで)はチーム活動を自粛してください。
- ・チーム外の陽性者との接触によって濃厚接触者となった場合、判明前48時間以内にチーム活動を行っていないければ活動を自粛する必要はありません。(該当の濃厚接触者が発症の有無にかかわらずPCR検査で陽性となった場合、発症日からさかのぼって48時間チーム活動を行っていないければ誰も濃厚接触者に該当しないため)
- ・活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等との間の誹謗中傷の防止に努めてください。

### ③ 選手・スタッフの同居家族、同居者が濃厚接触者と特定された場合の対応

- ・ 選手・スタッフの同居家族や同居者がチーム活動以外の場によって濃厚接触者と判定された場合、選手・スタッフは濃厚接触者には該当しないため特別な制限はありません。
- ・ ただし、濃厚接触者に感染が疑わしい症状を認めた場合は、選手・スタッフは自宅待機を行い、症状出現時は体調不良者の対応と同様に「帰国者・接触者相談センター」(地域によっては医師会や診療所等)に相談してください。

### ④ 濃厚接触者の待機期間

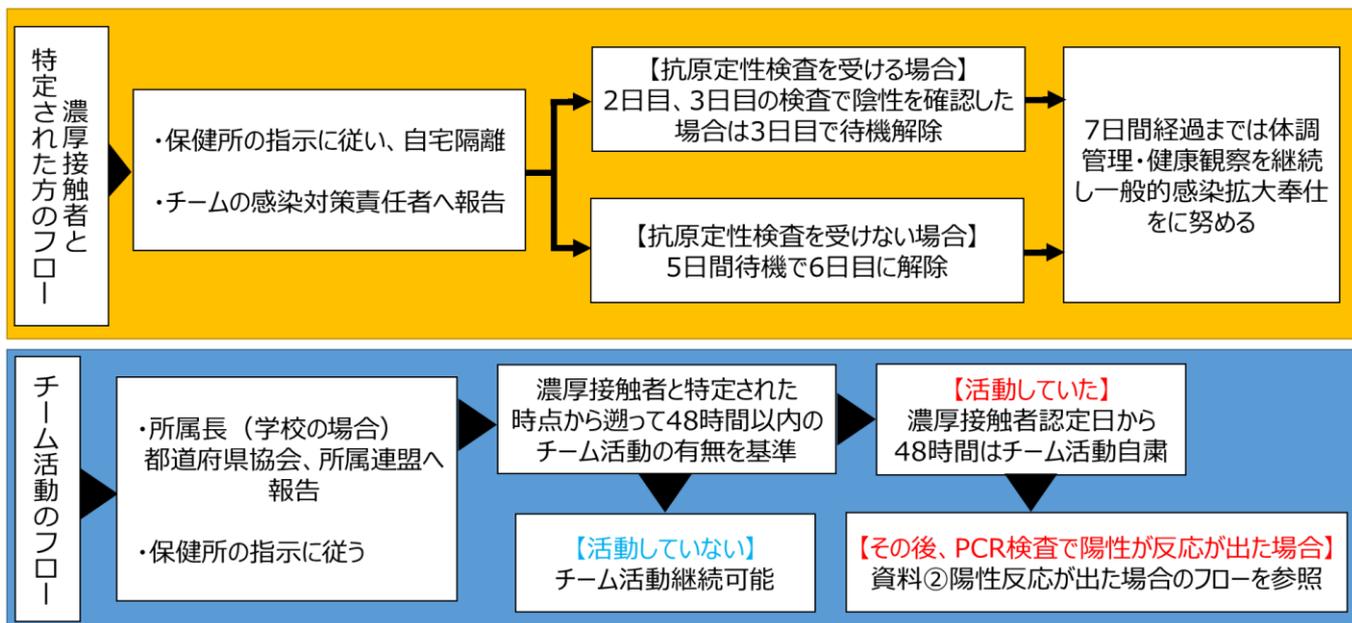
- ・ 濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終曝露日(同一世帯内であれば、適切な感染対策を講じた日)から5日間(6日目解除)とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目で待機を解除することができる。但し7日間経過までは体調管理・健康観察を継続してマスクを着用、さらに会食を避けるなどの一般的感染拡大防止を徹底することが前提である。なお本見解はスポーツ以外の事業を対象にしているため、本内容をより感染リスクが高いスポーツの実践(特にマスク着用が困難である場合)においてはより慎重な対応を要すると考えられる。大会の開催時においては、その解釈と運用について各大会要項に記載するなど、大会参加者間での情報共有を徹底してください。
- ・ 適宣、扱いは変更される場合がありますので、最新情報を元に対応を検討してください。

### ⑤ 「濃厚接触が疑わしい者」は、どのようにして事業・活動に参加させるべきか？

- ・ 「濃厚接触が疑わしい者」とは「濃厚接触者判定において保健所が介入しない場合に独自判断した、定義上濃厚接触を満たす者」。
- ・ 「濃厚接触が疑わしい者」は待機期間に関する行政からの通達なし(濃厚接触者は待機期間に関する行政からの通達あり)。
- ・ 「濃厚接触が疑わしい者」は「濃厚接触者」同様に「無症状病原体保有者」である可能性が否定できないため、PCR検査などによる陰性証明を得ること、または濃厚接触者に準ずる待機期間を経て活動事業に参加することなどが考えられるが、各大会要項に盛り込むことを検討してください。
- ・ (必須としないのは濃厚接触者と判定されていない者に対して、陰性証明や待機期間を取るとは現状の国内では法的拘束力はないため)

## 【チーム活動時におけるガイドライン】

### 資料③チーム内選手・スタッフから濃厚接触者として 特定された場合のフロー



#### 5) 体調不良者、濃厚接触者、陽性者と判断された時の段階的復帰の考え方

- 選手がチーム練習に完全に復帰できるまでの時間は、療養期間あるいは自宅待機期間の長さ、自宅待機期間中のトレーニング、療養期間あるいは自宅待機期間後の個人トレーニングなど、複数の要因によって個人差があることを考慮してください。
- 陽性者・体調不良者の場合は症状の回復が第一であり、トレーニングは感染リスク消失、体調が十分に回復してから、そして濃厚接触者の場合には自宅待機解除後に、段階的に活動復帰を行うことを推奨します（26ページの「トレーニング・活動における留意点」参照）。

## II. 競技会・講習会時の留意点

### 1. 競技会・講習会開催時の感染対策

6 ページから記載されている感染対策を基本として、以下の対応を加えて検討してください。

#### 1) 事前の対応

##### ① 行政機関・管轄保健所との情報共有

事業(競技会・講習会)を開催する際には、関係する行政機関、管轄の保健所との情報共有を行うことを推奨します。

##### ② 会場への移動

県内・県外の移動については、政府あるいは各自治体の方針に従うが、いかなる移動手段においても、ソーシャル・ディスタンスに留意すべきです。

##### ③ 大会/イベントに参加できる人

イベント参加の必要性に応じて、“必須”“非必須”というように人員をグループ分けする。

- ・ グループ1 (必須) : 選手、コーチ、審判、大会スタッフ、メディカルスタッフ、警備
- ・ グループ2 (望ましい) : メディア
- ・ グループ3 (非必須) : 観客、飲食の販売員/セールス

※政府や各自治体が、大勢の集まるイベントに関しての制限を解除するまでは、グループ1と2に含まれる人だけがイベントに参加することができる。

##### ④ 監督会議/代表者会議

3つの密を避けた上で、監督会議/代表者会議は事前に対面、またはオンラインで開催してください。オンライン開催が難しい場合は、参加チームへの連絡事項/注意事項をメールで展開する、当日に文書で配布するなど、大勢の人が一同に会さないように工夫してください。

#### 2) 競技会会場における感染対策

9 ページから記載の「会場における感染対策」に以下の事項を加えて検討してください。

##### ① 審判控室

- ・ 広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける。
- ・ ゆとりを持たせることが難しい場合には、別室を用意するなどの措置を講じる。
- ・ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イスなど)について消毒する。
- ・ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開放して常時換気を行う。

##### ② サイドライン/ベンチ

- ・ サイドライン/ベンチにおいても適切なソーシャル・ディスタンスを試合やイベント中に確保しなくてはならない。
- ・ テープやペイントで印をつける事で、選手やコーチのソーシャル・ディスタンスを保つ事を促す。

##### ③ 来場者対応

- ・ 観客を入れる、または限定的に入れる判断は、開催自治体及び開催施設の方針に従ってください。

### 3) 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシート、誓約書等の情報を、保存期間（少なくとも3ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局と予め検討しておく必要があります。

## 2. 競技会・講習会の実施条件、実施への準備及び対応について

### <事業・活動前対応として検討すべき事項>

#### 1) 事業・活動の実施条件

- ① 競技会・講習会が開催される都道府県内・ブロック内の自治体の方針に従い、主管となるJBA/PBAが開催を認めていること。
- ② 参加者・チームが所在している都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めていること。
- ③ 競技会の場合、参加するチームの選手全員が試合に向けたコンディションが整っていること。  
競技会・講習会に関わる関係者、参加チームの選手スタッフが日常において「新しい生活様式」にしたがって感染対策を実践していること。
- ④ 競技会・講習会会場において主管となるJBA/PBAが十分な感染対策を実行できること。
- ⑤ 自治体や会場のイベント開催事項に従い、自治体からイベント中止制限が出ていないこと。

#### 2) 事業・活動における実施ガイドラインの作成

本ガイドラインを参考に、事業・活動における実施ガイドラインを作成してください。

天皇杯皇后杯、インカレ、ウインターカップ、ジュニアウインターカップ、全国ミニなど、それぞれの大会において判断基準が少しずつ異なる実施ガイドラインが作られているように、都道府県・ブロックにおける各事業・活動においても、各事業・活動の参加者の範囲や特性、大会実施時期の感染状況などを踏まえ、適切な実施ガイドラインを作成してください。

#### 3) 事業・活動中止に至る状況の整理

事業・活動の可否判断は、「参加者、参加チーム選手スタッフ・運営者・関係者の安全確保が最優先」でありつつ、主催者が総合的な判断を持っておこなってください。

中止を検討しなければならない状況については以下の通りです。

##### ① 感染拡大が懸念される場合

- ・ 関係する自治体や主催者が、感染拡大が懸念されると判断した場合は事業・活動を中止してください。

##### ② 不可抗力によりチームが大会に参加できない場合

- ・ 不可抗力とは、都道府県事業の場合は、都道府県内市町村の自治体や行政により大会参加に関わる部分的な制限がある場合を指します。ブロックや全国事業の場合は、関係する都道府県の自治体や行政により移動制限・イベント開催制限がある場合を指します。
- ・ 育成年代(小中高)においては、自治体や関係団体の方針を考慮しながら主催者が検討し、判断してください。

- ・その他の年代においては、主催者で検討し、判断してください。

### ③ 辞退によりチームが大会に参加できない場合

- ・チーム事情により大会参加できない場合を指します。
- ・チーム事情によるものであるため、基本的に大会は実施/継続とします。
- ・但し、一定数以上の辞退チームがある場合には大会中止を検討してください。目安としては、大会参加チーム数の10%以上の辞退チームがあれば大会中止を検討してください。
- ・都道府県裁量によってこの目安を決定して頂いて構いませんが、大会要項に記載するなど、参加チームに予め周知しておく必要があります。

## 4) 事業・活動までの事前感染状況チェック方法

感染の有無をチェックする方法は各事業・活動において決定してください。

チェックする方法としては健康チェックシートによる発熱やコロナ感染が疑われる症状の有無、などがあります。

## 5) 事業・活動におけるガイドラインの拘束力

事業における実施ガイドラインは、拘束力を持たせることが重要ですので、大会要項または実施ガイドラインに「ガイドラインの記載事項を遵守しなければならない」といった拘束力を持つ文言を記載するようにしてください。

例)「主催者は、出場チームに陽性者が発生した場合、陽性者が発生した疑いがある場合、または出場チームに十分な回復期間が確保されない場合はチームに対して出場辞退を勧告し、または出場資格を取り消すことができる」といった内容を記載しておくこと、その前提として大会要項または実施ガイドラインに「ガイドライン記載内容は拘束力を持つ」と明記し、参加者から、ガイドラインを遵守することの同意書を得ておくことが有益です。

なお、同意書を得る場合、未成年の参加者については、保護者の同意書が必要となりますので、大会前までに集めるようにしてください。また大会終了後2週間は保管するようにし、終了後は破棄してください。

## 6) 事業(大会)実施までの日程の中で主催者および参加チームが行うべきこと

- ① 事業2ヶ月前および1ヶ月前に実施の方向性(可否)を確認してください。
- ② 主催者は、事業(大会・講習会)・活動の実施ガイドラインを作成し、参加チームに周知してください。
- ③ 大会であれば1週間前から各チームは健康チェックを特に徹底してください。参加者全員の大会直近1週間の健康チェック表(コンディション記録用紙でも可能)、検温状況が大会参加には必須です。
- ④ 大会2日前(48時間前)からは発症があった場合の感染リスクが高まるため、各チーム内での健康チェックを徹底してください。
- ⑤ 大会参加の同意書提出において、各チームの感染対策責任者は、感染してから復帰までの日数が妥当であることを確認してください。
- ⑥ 大会当日は各チームにおいて参加者全員の健康チェックを行うことと、会場入場の際の検温を行ってください。

## <大会前対応として検討すべき事項>

### 7) 大会要項や実施ガイドラインに記載すべき事項

以下の事項を主催者側で予め決定し、参加チームに大会要項や実施ガイドラインで周知しておいてください。

- ① 「大会中止に至る状況」に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合があること。
- ② 主催者は、出場チームが十分な回復期間が確保されない場合は、原則として出場禁止または参加資格を取り消すことができること。
- ③ 主催者は、大会までに陽性者の回復、濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、出場禁止または参加資格を取り消すことができること。
- ④ 主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができること。
- ⑤ 主催者は、大会中に出場チーム（対戦相手チームの場合もある）に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができること。
- ⑥ 陽性者/濃厚接触者の大会出場可否、および所属チームの出場可否については、あらかじめ規定を設けておくことを推奨します。

### 8) 大会前の代表者会議・コロナ対策会議の実施

- ① 代表者会議やコロナ対策会議を遅くとも 2 週間前に行い、健康チェック実施の説明や出場辞退となるケースを予め説明しておくことが大切です。
- ② 代表者会議は感染対策を考慮し、オンラインでの実施を推奨します。
- ③ コロナ対策会議を実施することで参加チームに感染対策を再度徹底することと、自分事の認識を深めることに繋がります。
- ④ コロナ感染はどこにでも起こりえることであり、その場合の対応について理解することが大切です。

### 9) 審判への対応

- ① 試合が行われた後に出場チームに感染の疑いが発生した場合、対戦相手チームだけでなく担当審判も感染可能性があることを理解することが大切です。
- ② 試合において審判が感染していた場合、出場した選手の濃厚接触者認定例が報告されています。したがって、試合が行われた後に審判に感染の疑いが発生した場合、審判クルーだけでなく両チームの出場選手にも感染可能性があることを理解することが大切です。
- ③ 主催者は、出場チームに感染者が発生した場合、出場チームだけでなく、審判への情報共有も必ず行ってください。

### 10) 参加チームに陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合の対応

- ① 主催者（感染対策責任者）は当該チーム感染対策責任者と連絡を取り、状況を把握してください。
- ② 大会に関係する自治体・部署に報告し、指示がある場合はこれに従ってください。
- ③ 都道府県協会主催大会においては、都道府県協会に報告し、指示がある場合はこれに従ってください。
- ④ 該当者及び該当チームは陽性者/濃厚接触者への対応を行ってください。その際は前述の「陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した時の対応」（11 ページ）に沿ってください。

- ⑤ 参加する場合は、当該チームの参加するメンバーには陽性者/濃厚接触者がいないことを主催者から他の参加チームに事前に連絡するようにしてください。そして、誹謗中傷が起こらないような対策を講じてください。
- ⑥ 辞退された場合は、「辞退チームによりチームが大会に参加できない場合」の対応を行ってください。

### 11) 試合の成立・不成立

- ① 陽性者/濃厚接触者/体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、原則として「試合は対戦チームを不戦勝とし、20-0」としてください。
- ② JBA 主管大会においては上記を原則として対応しますが、都道府県以下主催の大会については参考にしていただき、都道府県の裁量で決定してください。

### 12) 大会を中止した場合の対応

- ① 大会開催を発表してからの中止であれば、大会数はカウントする。
- ② 大会発表以前の中止であれば、翌年に大会数のカウントは持ち越す。
- ③ 長期中断（複数年）の場合は回数記録無し。
- ④ 大会期間中に中止となった場合の記録は、参考記録とする。
- ⑤ JBA 主管大会においては上記を基本として対応しますが、都道府県以下主催の大会については参考にしていただき、都道府県の裁量で決定してください。

### 13) コーチライセンスを持つコーチが参加できない場合の対応

チームを指揮するコーチが陽性者/濃厚接触者/体調不良者となり、コーチライセンス保持者が不在となった場合は「コーチ不在の場合の対応」により対応してください。

【JBA ホームページ:指導者:各大会におけるコーチライセンスの適用について】

[http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/coach\\_licenseStandard\\_info01\\_20170401.pdf](http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/coach_licenseStandard_info01_20170401.pdf)

## <大会中対応として検討すべき事項>

### 14) 大会前日～大会中に陽性者/濃厚接触者が判明した場合

- ① 陽性者及び濃厚接触者の該当者は保健所の指示に従って対応してください。
- ② 主催者は当該チームの感染対策責任者と連絡を取り、状況を把握してください。
- ③ 大会に関係する自治体・部署に報告し、指示がある場合はこれに従ってください。
- ④ 都道府県協会主催大会においては、都道府県協会に報告し、指示がある場合はこれに従ってください。
- ⑤ 該当者及び該当チームは陽性者/濃厚接触者への対応を行ってください。
- ⑥ 陽性者/濃厚接触者は十分な回復期間を確保してください。
- ⑦ 辞退された場合は、19 ページの「辞退チームによりチームが大会に参加できない場合」の対応を行ってください。

### 15) 大会前日～大会中に体調不良者が発生した場合

- ① 大会前日～大会中に新型コロナウイルス感染が強く疑われる体調不良者が発生した場合は、大会参加・活動を自粛頂くことを推奨します。
- ② チームとして体調不良者発生時対応を行うようにしてください。
- ③ 該当者が誹謗中傷を受けないようにチーム内でのケアに十分な配慮をお願い致します。

- ④ 大会主催感染対策責任者へ連絡/報告をしてください。

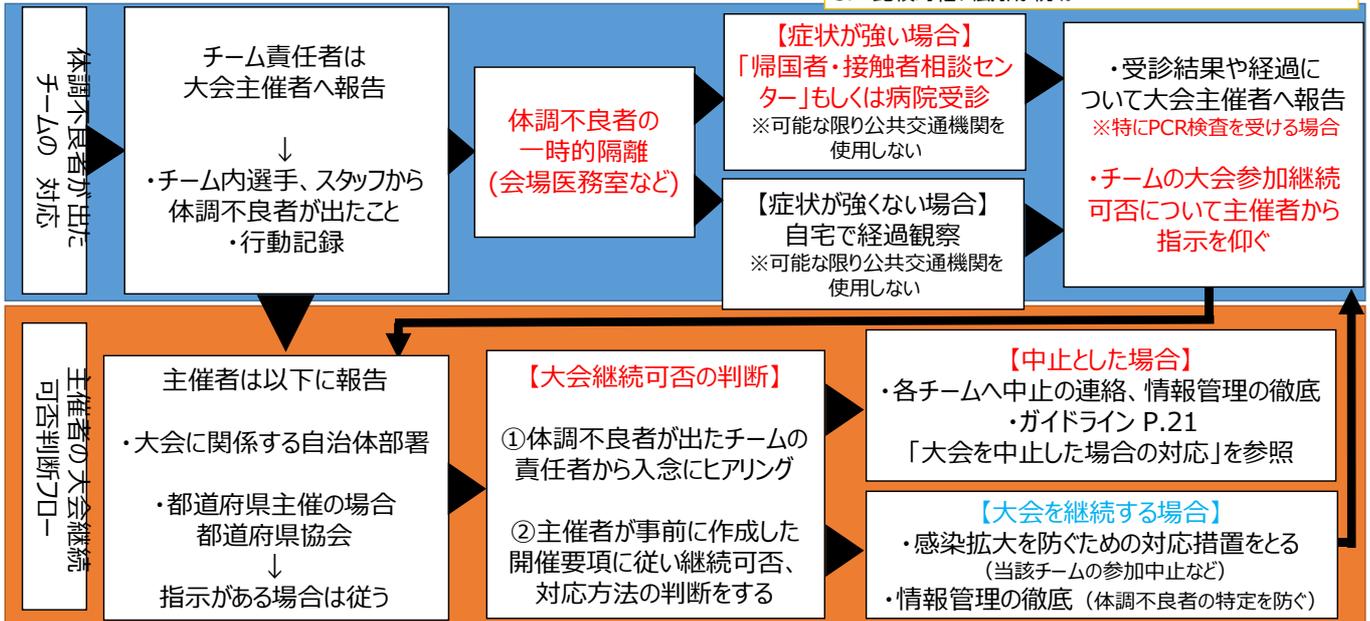
#### 16)大会継続の判断(予め取り決めておく)

- ① 陽性者/濃厚接触者が判明した時の該当者対応は保健所の指示に従うようにしてください。
- ② 陽性者/濃厚接触者が判明した時の大会継続の判断手順については、大会前に取り決めておき、参加チームに周知しておくようにしてください。
- ③ 感染拡大が懸念されると判断した場合は、事前の取り決めに関わらず、大会を中止してください。
- ④ 陽性者/濃厚接触者が判明した時は大会を中止とするか、該当スタッフの種類によって検討をするかについて、主催者及び関係する部署との協議の上、取り決めておいてください。

チーム内の選手・スタッフから  
大会中に体調不良者が出た場合の対応フロー

【体調不良の基準】

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）  
高熱などの強い症状のいずれかがある場合。
2. 重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患がある人）で  
発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。
3. 比較的軽い風邪が続く。



【大会参加可否の事例① チームから**体調不良者**が発生した場合】

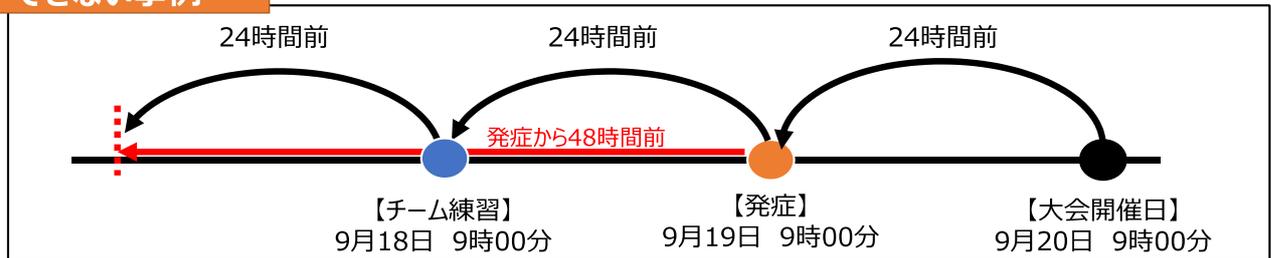
チームが大会参加  
できる事例

【解説】発症日から遡って48時間以内にチーム練習を行っていないため、チームは参加可能です。体調不良になった方は参加を自粛してください。



チームが大会参加  
できない事例

【解説】発症日から遡って48時間以内にチーム練習を行っているため、チームは最低2日間活動を自粛することを推奨します。よって、大会参加も自粛が推奨されます。

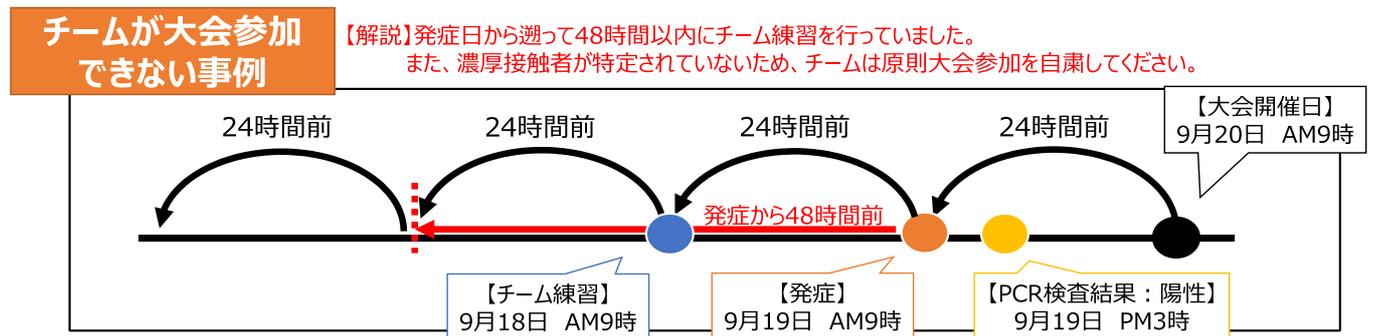
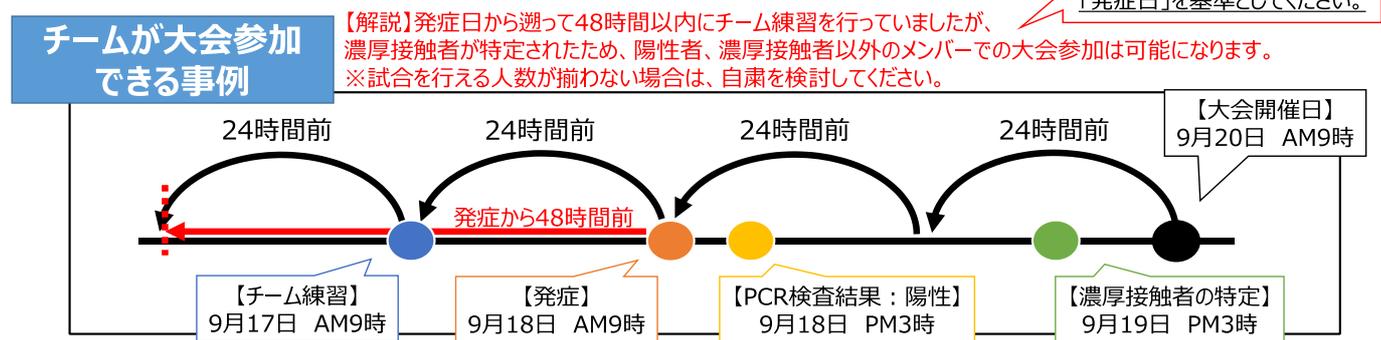


※上記の対応フローや事例は、今後政府からの方針変更等により見直される場合があります。最新の厚生労働省の基準に従うようにしてください。

チーム内の選手・スタッフから  
大会中に陽性反応が出た場合の対応フロー

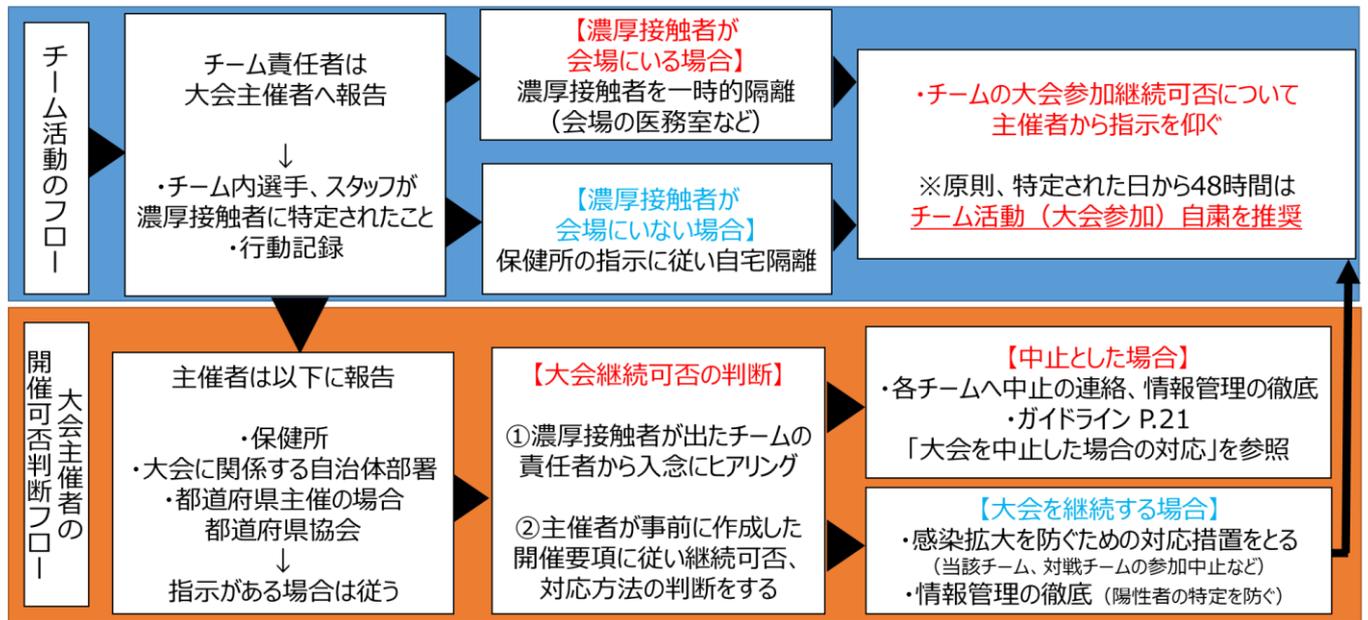


【大会参加可否の事例② チームから陽性者が出た場合】



※上記の対応フローや事例は、今後政府からの方針変更等により見直される場合があります。最新の厚生労働省の基準に従うようにしてください。

チーム内の選手・スタッフが濃厚接触者として特定された場合の大会参加判断フロー



【大会参加可否の事例③】 チームから濃厚接触者が出た場合

チームが大会参加できる事例

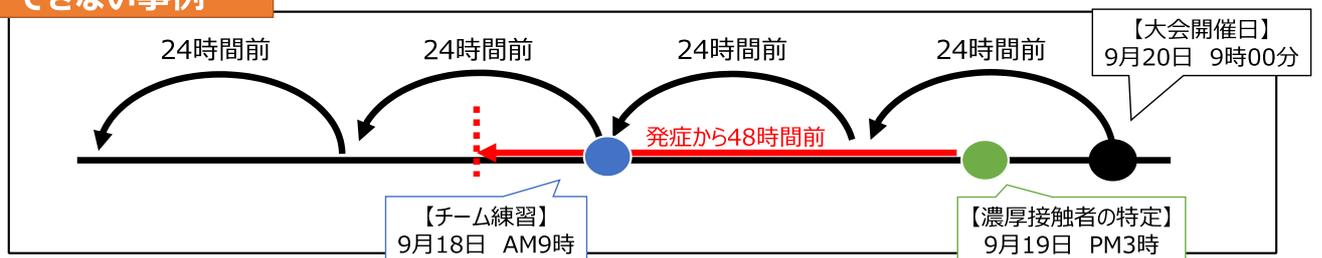
【解説】特定日から遡って48時間以内にチーム練習を行っていません。そのため、濃厚接触者以外のメンバーでの大会参加は可能になります。 ※試合を行える人数が揃わない場合は、自粛を検討してください。

※「検査結果日」ではなく「発症日」を基準としてください。



チームが大会参加できない事例

【解説】特定日から遡って48時間以内にチーム練習を行っていました。この場合、チームは大会参加を自粛してください。



※上記の対応フローや事例は、今後政府からの方針変更等により見直される場合があります。最新の厚生労働省の基準に従うようにしてください。

### III. トレーニング・活動における留意点

#### 1. トレーニング活動における留意点

##### 1) 「感染」と「ケガ」のリスクと段階的活動再開のステップ

バスケットボール活動の再開にあたって、選手、指導者、保護者そしてバスケットボールに関わる全ての人々は、「感染」と「ケガ」という2つのリスクを認識し、これらを最小限にする対策を講じる必要があります。感染対策は、本ガイドラインにすでに記されている感染対策を行なってください。

##### 2) ケガのリスクについて

現在もコロナ禍は継続していますが、以前のような緊急事態宣言や集団感染によりチームとして数ヶ月単位で長期間活動ができなくなることは稀になりました。しかし、引き続き、感染者、濃厚接触者、体調不良者の活動が一定期間制限された後の競技復帰は、以下を考慮して段階的に行われるべきです。

- 症状の度合い：感染者の症状が重ければ重いほど、段階的復帰期間は長くしましょう。特に咳や息切れなど高い強度での活動の妨げになるような症状が残存している場合には、医師の指導のもとに慎重に競技復帰を目指しましょう。
- 不活動期間前の活動状態：不活動期間前の活動があまり激しくなかった場合には、段階的復帰期間は長くしましょう。例えば、不活動期間前にケガをしていてあまり練習ができなかった場合、不活動期間にケガが回復するかもしれません。しかしケガは回復していても、体が激しい活動に順応するためには長い段階的復帰期間が必要であることを忘れないようにしましょう。
- 不活動期間の長さ：長ければ長いほど、段階的復帰期間を長くしましょう。
- 隔離期間中の活動：無症状の感染者は療養中に、また濃厚接触者は隔離期間中に自主トレーニングを行うことができるかもしれません。その場合、自主トレーニングの内容によっては、段階的復帰期間は短くすることができるでしょう。

段階的復帰期間中は、選手の疲労度を観察しながら日々の活動内容を調整しましょう。また、通常の活動時と同じように、睡眠、食事に留意しましょう。

#### 2. 段階的な活動再開ステップ

#### 3. 年代別再開練習例

※2. 段階的な活動再開ステップ、および3. 年代別再開練習例は、より2022年5月12日に公開した「JBAバスケットボール事業・活動実施ガイドライン(第5版)」(下記QRコード)よりご確認ください。



トレーニング・活動における留意点

## 4. 熱中症予防対策

(公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

# スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮が必要となります。

### 1) 体力低下と暑熱順化に配慮する<sup>\*1</sup>

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

### 2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する<sup>\*2</sup>

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりと、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

### 3) マスクを着用できない場合は

周囲の人との距離を十分に空ける<sup>\*3</sup>

スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望まれます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクが着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

### \*1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会)

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」としてまとめています。  
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



### \*2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？ (スポーツ庁)

新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと (体調チェック)、2) 感染予防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまとめられています。  
<https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf>



### \*3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること、2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること、3) スポーツを行っていない間についてはマスクを着用すること (スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを着用すること) などが定められています。  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンダナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。



## 【参考】各団体が発出する各種方針/ガイドライン等

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針第4版」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>
- 日本臨床スポーツ医学会「新型コロナウイルス感染症罹患後の復帰指針（1.1版）」  
<https://www.rinspo.jp/files/topics210623.pdf>
- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)
- スポーツ庁「新型コロナウイルス感染症への対応」（2021年1月8日）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt\\_kouhou01-000004520\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf)
- スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)
- スポーツ庁「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt\\_sseisaku01-000007433-1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000007433-1.pdf)
- 日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン  
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- 日本スポーツ協会【5/25 更新版】スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>
- RETURN TO BASKETBALL FIBA COVID-19 RESTART GUIDELINES FOR NATIONAL FEDERATIONS (1.0)  
<https://www.fiba.basketball/documents/restart-guidelines-for-national-federations-en>
- RETURN TO BASKETBALL FIBA COVID-19 RESTART GUIDELINES FOR NATIONAL FEDERATIONS (2.0)  
<http://www.fiba.basketball/documents/restart-guidelines-for-national-federations-en>
- Basketball New Zealand COVID-19 Health & Safety Guidelines for Return to Basketball  
<https://nz.basketball/wp-content/uploads/2020/05/BNZ-Health-Safety-Guidelines-for-Return-to-Basketball-as-at-14-May.pdf>
- Centers for Disease Control and Prevention Considerations for Youth Sports  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/youth-sports.html>
- Japan High Performance Sport Center 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開  
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguide.pdf>
- National Federation of State High School Associations (NFHS) GUIDANCE FOR OPENING UP HIGH SCHOOL ATHLETICS AND ACTIVITIES  
[https://www.nfhs.org/media/3812287/2020-nfhs-guidance-for-opening-up-high-school-athletics-and-activities-nfhs-smac-may-15\\_2020-final.pdf](https://www.nfhs.org/media/3812287/2020-nfhs-guidance-for-opening-up-high-school-athletics-and-activities-nfhs-smac-may-15_2020-final.pdf)
- Toby Edwards, Tania Spiteri, Benjamin Piggott, Joshua Bonhotal, G. Gregory Haff and Christopher Joyce  
Monitoring and Managing Fatigue in Basketball
- 日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第7版）  
[https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guide\\_line.pdf](https://www.jfa.jp/about_jfa/guide_line.pdf)